

ID: 3049
 担当部署: 総務課

処分の概要	保安検査		
法令名称 根拠条項	火薬類取締法 第35条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第35条の規定による。 (保安検査) 第35条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定施設」という。)又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 経済産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合 (2) 自ら特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、第45条の3の10第2項の規定により検査の記録を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合 2 前項の保安検査は、特定施設又は火薬庫が、第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているかどうか並びに第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかどうかについて行う。 3 指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。 4 第1項の経済産業大臣、都道府県知事又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日